



議案第百八号

中都市町村共同施設管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、中都市町村共同施設管理組合規約を次のとおり変更する。

昭和四十九年九月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

中部市町村共同施設管理組合規約の一部を改正する規約

中部市町村共同施設管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第三条の次に一号を加える。

八 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業実施の連絡調整に関すること。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。